

講 演

組織犯罪の戦略構造 新しい研究アプローチの成果

ウルリッヒ・ズィーバー (Ulrich Sieber)

武藤 眞朗 訳

- I 組織犯罪の研究および防止のためのコンセプト
- II 組織犯罪戦略構造のプロジェクトの経験的成果
- III 予防および抑止のための推論

序

「組織犯罪 (Organisierte Kriminalität)」はドイツにおいて、ここ数十年間、メディアにとって効果のある標語となっただけではなく、刑事政策の改革の鍵となる概念にもなった。たしかに、組織犯罪は共同の犯罪遂行の特別な形式であり、特に、商業的に計画された行動 (犯罪産業 (criminal industry)) であるという特色を有しているという点では一致が見られる⁽¹⁾。しかし、「組織犯罪」⁽²⁾

(1) 例えば, Kerner, in Kaiser/Kerner/Sack/Schellhoss (Hrsg.), Kleines kriminologisches Wörterbuch, 3. Aufl. 1993, 377頁以下を参照せよ (見出し語 "Organisiertes Verbrechen")。

(2) Eisenberg, NJW 1993, 1033頁以下は、「組織犯罪 (Organisierte Kriminalität)」が問題としているのは、とりわけ、行為者共同体によって方向づけられていて、統計的にはあまり多く見られない現象であり、「組織化された犯罪 (Organisiertes Verbrechen)」あるいは「組織化された犯罪遂行 (Organisierte Straftatbegehung)」という概念の方がむしろ適切であると指摘している。しかし、「組織犯罪 (Organisierte Kriminalität)」という概念はこれまでの間に世界的に (ドイツでは特に立法においても) 定着してきており、そのために、本稿でもこれを用いる。

という概念およびこのような計画に従った共同作業のやり方が不明確であるのは、組織化された犯罪 (das organisierte Verbrechen) の範囲および危険性がドイツにおいては議論の余地があるのと同様である。

組織犯罪の構造およびそれがどのくらい広まっているのかを明らかにするために、私は1993年にマリオン・ベーゲル (Marion Bögel) と共同して「組織の犯罪の戦略構造 (LOOK)」のための新しい研究のアプローチを展開した。このアプローチでは、「組織犯罪」の概念を、まず初めに、柔軟な作業仮説において広く解釈し、組織犯罪グループの構造メルクマールを経営学の分析の枠組みの中で捉えたのである。この研究アプローチは、次に、国際的な自動車密売、人身売買、および違法な賭博についての予備研究において検証された。この調査によって組織犯罪の構造に関して認識することができただけではなく、とりわけ、新しい予防アプローチのきっかけをも与えられた。この予防アプローチを用いて組織犯罪の戦略的構造を害することができるのである。

本講演はこの調査の結果を要約するものである。新しい研究構想を整理するために、まず第I部で組織犯罪の探求および防止に対するドイツのこれまでのコンセプトを概観し、第II部で新しい研究プロジェクトの経験的な結果を紹介し、そして第III部でそこから帰結される予防戦術について論じることにする⁽³⁾。

I 組織犯罪の探求及び防止のためのコンセプト

A ドイツにおける組織犯罪の一般的発展

ドイツにおける組織犯罪⁽⁴⁾は新しい現象ではない。よく組織された強盗団が存在していたという報告は中世にまでさかのぼる⁽⁵⁾。ラートブルフ/グヴィナ

(3) 以下の論述について要約したものとして、Ulrich Sieber/Marion Bögel, *Logistik der Organisierten Kriminalität (LOOK)*, Wiesbaden 1993 を参照せよ。

(4) ドイツ以外での発展については、例えば、イタリアについては、Hess, *Mafia*, 1970を、ベルギー、オランダについては Roth/Frey, *Het verenigt Europa van de Mafia*, 1994を、アメリカ合衆国については Kefauver (Hrsg.), *The Kefauver Committee Report on Organized Crime*, 1951を、日本およびロシアについては Kernenbach, *Der Kriminalist* 1991, 10頁以下を参照せよ。

(5) これについては Boettcher, *Handwörterbuch der Kriminologie*, 1975, 466頁以下および, Exner, *Kriminologie*, 1949, 251頁を参照せよ。これによれば、「組織犯罪や悪党仲間は100年前にすでに存在していた。」とされている。

一(Radbruch/Gwinner)の認識によれば、例えば、1790年と1810年の間には「ドイツの大部分にわたって網の目のように細かく、一様に張り巡らされた強盗組織が広まっており、テロのあらゆる手段を用いて活動していた⁽⁶⁾。」

19世紀末には前科のある者の団体や売春周旋人(ひも)の団体⁽⁷⁾が成立していた。例えば、1930年にはベルリンにはこのようなグループが約40あり、3つのグループにおいて上部組織が結成された⁽⁸⁾。1933年以降のナチスの時代には、これらのグループの連合は厳しく取締まれ、解散したのである。

第二次世界大戦の直後の発展はこれまであまり探求されていなかった。60年代になるまで組織犯罪の存在は否定されていた⁽⁹⁾。70年代には、とりわけ1973年にはケルナー (Kerner) ⁽¹⁰⁾によって、また1974年の連邦刑事局の作業部会において、「営利的な目標を設定している、新しい種類の犯罪者連合⁽¹¹⁾」の存在が確かめられたが、マフィアに類似した会社と同様な組織の存在は否定された。80年代になってようやく、犯罪者の緩い結合と並んで、外国人の犯罪組織の拠点が確認され、そしてこれらは、90年代には、とりわけ、警察の研究の対象になったのである⁽¹²⁾。

ドイツの立法者は1992年に「不法な麻薬取引およびその他の現象形態をとった組織犯罪防止のための法律 (OrgKG)⁽¹³⁾」で答えた。ここで議決されたのは、

-
- (6) Radbruch/ Gwinner, *Geschichte des Verbrechens*, Frankfurt 1951, 348頁及び353頁以下を参照せよ。「形式的な意味における構成員は存在せず、ただ、相互的な知識、すなわち、犯罪を行うのに特定の人物を当てにすることができ、しかも犯行前の情報収集者、強盗自体への共犯、犯行後の庇護者といった様々な役割において頼りにできるという知識だけが存在していたのである。」
- (7) Exner, *Kriminologie*, 1949, 252頁以下を参照せよ。彼は、売春周旋人の連合および前科者の連合を「犯罪者組合 (Verbrechergewerkschaften)」と呼んでいる。また、Göppinger, *Kriminologie*, 1980, 564頁以下を参照せよ。
- (8) Exner, *Kriminologie*, 1949, 252頁以下を参照せよ。
- (9) 例えば、Mätzler, *Kriminalistik* 1968, 405頁以下、Kollmar, *Kriminalistik* 1974, 1頁以下を参照せよ。
- (10) Kerner, *Professionelles und organisiertes Verbrechen*, Schriftenreihe des BKA, 1973を参照せよ。
- (11) Gemmer, *Kriminalistik* 1974, 530頁を参照せよ。
- (12) Werner, *Kriminalistik* 1982, 131頁以下、Lenhard, *Kriminalistik* 1991, 224頁、Kube/Vahlenkamp, *Die Polizei* 1993, 241頁以下を参照せよ。詳細については、後述 I. B を参照せよ。
- (13) BGBl. 1992, Teil I, 1302頁以下を参照せよ。

とりわけ、不法な収益の剥奪のための新しい規定、集団で行われた麻薬犯罪の刑の下限の引き上げ、捜査の手段（特にいわゆる「覆面捜査員」の動員に関して）の変更および明確化、ならびに証人保護のための措置である。資金洗浄（マネー・ロンダリング）の防止のために、重い犯罪から得た収益の究明に関する法律（資金洗浄法）が1993年に公布されたが、この法律は、2万マルク以上の預け入れあるいは引き出しがある場合に当該顧客の身元を確認する義務を銀行に課している⁽¹⁴⁾。1994年には、キリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟および自由民主党の政府与党の会派によって、また野党の社会民主党によってそれぞれ新しい法律案が提出された。その両法律案は、ともに、要件は異なるが、住居の電子的な監視措置を規定している。それを超えて、政府草案は、とりわけ、組織犯罪防止のために秘密情報機関を投入することを提案しており、野党側の提案は、特に、財産没収の際の立証責任の転換を支持していた。個々の措置は、今では、「犯罪防止法（Verbrechensbekämpfungsgesetz）」に規定された。この法律は1994年12月1日に施行され、組織犯罪防止のために以下のような措置を導入したものである。すなわち、国際的な電話連絡の盗聴における連邦情報部の投入、獲得された情報の刑事訴追機関への伝達、1995年までの期限付きの共犯者証人の規定および、外国人や亡命志願者を営業的に潜入させることに對する法定刑の引き上げがこれである⁽¹⁵⁾。

B 組織犯罪の定義と構造の記述

今日の政治的な議論においては、組織犯罪がどのような特徴を持つのか、また、通常の集団犯罪からどのように区別されるのかについては、明らかにされていない部分が多く残っている。これは、当該問題に関する犯罪学的な調査が不足していることに起因している。

ドイツの一般的な刑事学は、初めは、アメリカの研究を基準としていた。これによれば、組織犯罪とは経済的観点によって設立された業務組織による、事務的、犯罪遂行の形式というものであった⁽¹⁶⁾。次に、1973年にケルナー（Kerner）

(14) BGBl. 1993, I, 1770頁以下を参照せよ。

(15) 1994年10月の刑法典、刑事訴訟法およびその他の法令の改正法（犯罪防止法）、BGBl. 1994, I, 3186頁以下、とりわけ、第2条（外国人登録法の改正）、第4条（刑事訴訟法の改正）、第5条（共犯者証人規則の改正）および第13条（基本法10条の改正）を参照せよ。

(16) これについては、刑事学一般の中から、今日では、例えば、Eisenberg,

が公表した調査や1988年に開始された警察の研究は、「犯罪行為者の結合（Straftäterverflechtung）⁽¹⁷⁾」ということがドイツの組織において特徴的であると考えていた。ヨーロッパという舞台の特徴は、「お互いに顔見知りのいわゆるプロの犯罪者が国境を超えて非公式のネットワークを組んでいるが、彼らは小さなグループで活動している点である」⁽¹⁸⁾というのである。また、ここ数年の間に外国の組織（例えばマフィア）の拠点がドイツ国内に増加しているということが警察および通信社によって確認されている⁽¹⁹⁾。

このような構造の記述はとりわけ、警察の通報システム、情報システムの構築に関して、そして（特に連邦刑事局法5条⁽²⁰⁾に関連して）権限を限界づけるために70年代以来展開されてきた定義に影響を及ぼした。今日にいたるまで有効な「組織犯罪の訴追における検事局と警察の協力に関する州の法務大臣の共同方針」はこのような現象を次のように定義している。

「組織犯罪とは収益や権力を追求するための計画的な犯罪行為の遂行であり、この犯罪行為の一つ一つやその全体は、二人以上の関与者が長期間あるいは不特定の期間、分業して、

Kriminologie 1990, 212頁以下, Göppinger, Kriminologie 1980, 564頁以下, Kaiser, Kriminologie 1988, 214頁以下, Mergen, Die Kriminologie, 1978, 241頁以下, Schneider, Jura 1984, 169頁以下を参照せよ。

- (17) Kerner, Professionelles und organisiertes Verbrechen, 1973, 236, 238頁, Rebscher/Vahlenkamp, Organisierte Kriminalität in der Bundesrepublik Deutschland, 1988, 181頁, Dörmann/Koch/Risch/Vahlenkamp, Organisierte Kriminalität—wie groß ist die Gefahr? 1990, 18頁, Weschke/Heine-Heiß, Organisierte Kriminalität als Netzstrukturkriminalität, 1990, 特に29, 42頁を参照せよ。
- (18) このように言うものとして, Kerner, Professionelles und organisiertes Verbrechen, Schriftenreihe des BKA, 1973, および, ders., in: Kleines Kriminologisches Wörterbuch, 1993, 381頁がある。
- (19) Gehm/Link, Kriminalistik, 1992, 452頁, Kube/Vahlenkamp, Die Polizei, 1993, 241頁以下, Werner, Kriminalistik, 1982, 131頁以下, Werthebach, NWVBl. 1994, 201頁 (209頁以下) を参照せよ。
- (20) 連邦刑事局法第5条2項1号は次のように規定している。「連邦刑事局は、国際的に組織された、武器、弾薬、爆薬、あるいは麻薬の不法な取引の事例、および通貨を偽造し、あるいは流通に置く事例で、外国において専門的な説明を必要とするもの、および、それとの関連で犯された犯罪行為の事例においては、刑事訴追の領域における警察の任務（刑事訴訟法161条, 163条）を自ら負う。」

- a) 営業的あるいは事務的な構造を使用し、
 - b) 暴力あるいはその他、他人を威圧するのに適した手段を用い、あるいは、
 - c) 政治、メディア、行政、司法あるいは経済界に影響を及ぼしつつ
- 共同して作業を行う場合に重大な意義を持つ、そのような行為である⁽²¹⁾。」

「営業的、事務的構造の使用」というメルクマールが挙げられているのは、1974年以來、いくつかの研究作業が、違法な組織と合法的な企業の類似性を指摘してきたことに基づいている。そこでは、適法な経済と違法な経済の間が組織論上類似しているのは、両方の領域の戦略的構造が類似しているということからも確認されたのである⁽²²⁾。連邦刑事局の代表者は、そのために「予防アプローチとしての戦略⁽²³⁾」を展開することを提案したのである。このことから、戦略構造の経営学的基礎を分析し、組織的犯罪者グループの戦略構造に転用する必要がでてきたのである。このような試みを1992年に行ったのがこれから紹介する組織犯罪の戦略構造のプロジェクト（LOOK-Projekt）である。

C 組織犯罪の戦略構造プロジェクトのアプローチ

組織犯罪の戦略構造のプロジェクトは、その理論的な基礎において、通常の営業活動と犯罪の営業活動は類似性を示すという仮説に依拠している。その帰結として、これは次のように言うことができる。もし、組織犯罪者のグループが適法に活動する経済的企業と類似した組織構造を有しているとすれば、経営学の理論、特に企業組織に関する理論が組織犯罪の研究にとって実り豊かなものとなるということである。そのために、作業は、経営戦略の分析⁽²⁴⁾の後に「組織犯罪戦略」の固有のモデルを説明しているのである。「犯罪戦略」を経営戦略から（同様に軍事戦略あるいは警察戦略から）区別する特殊性は、その場合、違法な市場の持つ特殊性⁽²⁵⁾から導かれるが、これは違法な市場は収益を最大にすることの他に、とりわけ、犯行が露呈するのを阻止することをその目的にしているのである。

(21) Lenhard, *Kriminalistik* 1991, 228頁より引用。

(22) Kollmar, *Kriminalistik* 1974, 3頁, Stümper, *Kriminalistik* 1985, 15頁以下, Weschke, *Kriminalistik* 1986, 298頁を参照せよ。

(23) Kube, *Kriminalistik* 1990, 629頁以下を参照せよ。

(24) これについては、例えば、Pfohl, *Logistiksysteme*, 1988, 12頁を参照せよ。

(25) 今後、これについての詳細は、Bögel, *Struktur und Systemanalyse Organisierter Kriminalität in Deutschland*, 1995 を参照せよ。

「組織犯罪の戦略構造」というモデルは、そこでは、組織犯罪者のグループを犯罪に特徴的な記述をするために分析の枠組みおよび質問事項の形式でも表された。この分析およびアンケート調査によって以下の戦略領域要素に関して犯罪行為者グループの組織構造が調査された。

分析モデル

- 総論
- 組織の程度と人事管理
 - ・ 戦略的な構造組織と操縦メカニズム
 - ・ 組織内の接点とそれぞれの組織を超えた接点
 - ・ 人事構造とその他の人事経済
- 調達戦略
 - ・ 必要な財の調達
 - ・ 財の輸送、貯蔵および隠蔽
- 生産戦略
 - ・ 生産方法
 - ・ 仕事場、技術の隠蔽および投入
- 販売戦略
 - ・ 販売地域
 - ・ 輸送路および隠蔽の戦術
 - ・ 適法な市場、違法な市場における販売
- 収益投資の際の戦略
 - ・ 収益の査定
 - ・ 資金洗浄および資金投資
- 各犯罪に共通する戦略要素
 - ・ 情報の流れ
 - ・ 一般的な偽装（カムフラージュ）
 - ・ 影響力の行使
 - ・ 刑事弁護
 - ・ その他の戦略要素
 - ・ 警察の介入に対する抵抗力の弱さ

「組織犯罪の戦略構造」のために理論的に展開された研究上の仮説は、次に、組織犯罪のうち選び出された2つの領域、すなわち、国際的な自動車密売およ

びナイトライフの犯罪の領域における予備研究によって経験的に検証された。ナイトライフの犯罪の領域においては、特に売春の搾取、人身売買、および違法な賭博の調査が行われた。理論的な考慮から帰結される組織犯罪の戦略領域および戦略要素に関するアンケート調査は、組織犯罪の分野における49人のその道の専門家との、それぞれ約3、4時間にわたる面接において行われた。専門家として面接を受けたのは、司法（特に組織犯罪に重点を置いた検事局の検察官⁽²⁶⁾）、警察⁽²⁷⁾（特に組織犯罪部門の）、行政機関（特に営業監察および贈収賄防止領域の）、弁護士、経済界⁽²⁸⁾（特に保険会社の損害部および自動車産業の自動車記録作成部、自動車保証部の）、社団法人売春婦協会、そして犯人のそれぞれ代表者である。その際の専門家の選択は、第一に、犯罪遂行に関する包括的かつ詳細な知識を知ることができるという観点から行われた⁽²⁹⁾。

そこでは、アンケート調査およびその分析が、組織化された犯罪者グループの構造を記述するために適した手段であることが実証された。専門家へのアンケートを利用し、組織犯罪の戦略の理論に基づいてそれを構成することで、ドイツでは初めて、組織化された犯罪者グループの活動態様および規模が、体系的に、犯罪に特徴的な形で描写された。そのうえ、組織犯罪防止のための新し

-
- (26) 検察官13人の内訳は、上級検事あるいは、グループのリーダーが5人、専門担当官が8人であった。9人が組織犯罪に重点を置いた検事局の担当官であった。
- (27) 警察の専門家21人の内訳は、連邦刑事局から4人、様々な州の刑事局から4人、複数の大都市の警察本部長13人であった。彼らすべてが、本稿で研究する犯罪領域のうちの1つを訴追を専門としていた。8人は自分の担当する犯罪領域の組織犯罪だけに携わっていた。20人は専門担当官として活動しており、1人は指揮監督の役割を果たしていた。
- (28) 行政官の中で質問を受けたのは、贈収賄防止担当官および大都市のナイトライフの許認可問題を専門に担当する責任者であった。経済界代表として面接を受けた7人のうち、3人が自動車産業出身であり、4人が保険業界出身であった。質問を受けた2人の弁護士は、「組織犯罪」を犯したとして告訴される依頼人のために多く活動していた。
- (29) このような理由から、専門化した警察専門家および警察官への質問に重点が置かれた。彼らは、(裁判官と比較すると)犯罪の実行に特に近接して直面しており、自分たちの(例えば、電話の監視、「取引」および情報提供者の供述から得られ、一部は裁判では用いることのできない)専門知識を報告することに進んで協力する用意があることを示していたのである。犯罪を犯す可能性のある者や(刑法典203条1項3号によって守秘義務のある)弁護士が情報を伝える用意がある可能性は明白に低かったので、面接の数は初めに挙げた人たちほど増やさなかったのである。

いアプローチが生まれてきた⁽³⁰⁾。本講演の第II部では、経験的調査の最も重要な結果を紹介することにする。

II 経験的研究結果

A 組織的な自動車の密売

組織犯罪の戦略構造プロジェクトの調査⁽³¹⁾によって示されているのは、自動車窃盗の大部分とドイツにおける自動車密売のほとんどすべてが単独の犯人によってではなく、国際的な犯罪者グループによって組織され、コントロールされているということである。1つの自動車密売グループには、通常15人以上のメンバーが含まれている。徹底した構造を持つ犯罪者グループは、この犯罪分野においては200人以上のメンバーを有する規模であることもしばしばある。ドイツで活動する犯罪者組織の正確な総数を見積もることは困難である。しかし、このような犯罪組織が数十存在することを前提にしなければならない。

それぞれの犯罪者グループが独立して作り上げた戦略構造は、窃取した自動車を分業的に密売することに対して特別な意義を有している。犯罪行為者組織は、外界から隔絶するために、犯罪の遂行を特定の領域（調達、製造、販売および収益投資）に分割し、これらの領域を人事的にも相互に引き離す。しかし、これらの組織は、このような分散的な任務の分配を行為者間の接点の役をする本部の仲介者（「現地支配人」(Residenten)）を通してコントロールするのである。このようなやり方がとりわけ隔絶に役立つのである。この組織の階級は、部分的には、分散的な任務分配と中央に集中した任務分配を組み合わせることでその戦略の任務を果たしている経済コンツェルンに例えることができる。

調達戦略の領域に入るものとしては、自動車の調達の他に、とりわけ、自動車を輸送し、保管し、偽装する機関がある。「清潔な」自動車を製造する戦略の

(30) これらのアプローチについては本稿第III部において論じる。

(31) 自動車窃盗に関してこれまで行われた刑事学的研究については、Fuchs, Criminal Digest, 1991, 5頁以下, Gnad, Kriminalistik 1978, 300頁以下および350頁以下, Holyst, Die Polizei 1992, 119頁以下, Lauton, Die neue Polizei 1992, 509頁以下, Lissy, Kriminalistik 1970, 339頁以下, Splitter, DAR 1992, 400頁, Zachert, in: Sieber (Hrsg.), Europäische Einigung und Europäisches Strafrecht, 75頁を参照せよ。刑法上の問題については Arzt, JA 1979, 525頁以下, Blei, JA 1974, 525頁以下, Kreutzer/Obernheim, Die Praxistauglichkeit des Hehlereitbestandes, 1986および Stree, JuS 1976, 137頁以下を参照せよ。

重要な構成要素には、自動車を修理し、その同一性を明らかにしてしまう特徴に変更を加える工場と並んで、自動車の書類やナンバープレートの偽造を行う者が含まれる。中心的な戦略領域となるものに販売戦略もある。輸送路を作ることや、とりわけ、注文に基づいて頻繁に調達される自動車の買い手とつながりを持つことによって、その組織が違法な市場において成功するのか、あるいはどのような地位を占めるのかが決まるのである。収益投資の領域における戦略は、資金洗浄や適法な経済へ入り込もうとするということの他に、収益をあげられる可能性のある他の犯罪分野に投資するという特徴も持っている。様々な戦略領域において生じる作業工程は、その場合、通常、高度に専門化した行為者によって実行されるのである。

行為者グループの内部では厳格な階級制度が支配しており、これは、とりわけ、任務の分配において表れている。組織の核である黒幕は犯罪実行行為者の多くから隔てられている。これはとりわけ、当然のことながら発見される危険性の高い自動車調達者や運転者に対してあてはまる。黒幕の中には、しばしば自動車の販売地域や通過地域となっている彼らの故国（特にポーランド、ルーマニア、旧ユーゴスラヴィア）から自動車密売をコントロールし、資金を提供している者もいる。このような組織は、通常は、やはり、仲介者を通じてのみ、ドイツの様々な都市に定住している「現地支配人」とコンタクトをとるだけである。これらの現地支配人を基点としてドイツで活動する個々の犯罪者グループと放射状にコンタクトがとられる。このような組織の方式は外界との隔絶を最大限に保証する。というのは、1つの戦略領域で同時に活動する犯罪行為者同士がお互いに顔見知りとは限らないからである。

自動車密売グループのメンバーが同国出身者であることがしばしばある。同国出身であることは新しい犯罪行為者を募集する際に有効であるが、条件となっていない。そのために、外国のグループの中でドイツ人の犯罪行為者に出くわすことが時折ある。しかし、組織の中核となる領域は、主に、1つの国の行為者によって占められている。

すべての戦略領域において分業は、黒幕が外界から隔てられているのと同様に、厳格な規律や予め作られた情報網によって保護されている。これに違反した場合、とりわけ、組織内で競業をしたり、訴追機関に進んで協力をした場合には操縦をしている人物のサイドから厳格に罰せられるのである。特徴的なのは、いつでも暴力をふるう用意があるということである。証人となった者や被疑者となった者は組織にとって有利な態度をとるように、脅迫や暴行をもって

強制される。信頼されているメンバーには弁護人が付けられ、刑務所にいる間に「収入がなくなった分」を補償される。とりわけ、自動車のデータを得たり、自動車の輸送が発見され、差し押さえられることのないように、適宜贈賄が行われるのである。

収入の分配には一貫した任務の分担が反映されている。組織の現地支配人と組織の核となる者の間では、収入は密輸された自動車ごとに定期的に持ち分に応じて（50対50または40対60で）分配される。現地支配人のために働く犯罪行為者あるいはその行為者に一時的に雇われた行為者は「作業量単位」（例えば自動車1台をこじあけること）ごとに定額が支払われる。慎重に額を見積もったところによると、組織的な自動車密売グループは1992年には1億2千万マルクの収入があり、そのうち、黒幕（つまり現地支配人および組織の「頭」）には、おそらく、1億マルク以上が収益として残ったものと思われる。このような額の見積もりは、自動車1台あたりの予想販売価格が1万マルクにしかすぎないということを基礎としている。しかし、例えば、中近東や日本に高価な自動車を密売するいくつかの犯罪者組織は、1台あたり10万マルクを獲得することもできる。したがって、この犯罪領域で獲得した収益の総額は、慎重に見積もった予想額を大幅に超えるかもしれない。1992年には、保険業が補償したこの領域での損害総額は約20億マルクにのぼり、これに、窃盗に対して保険をかけていなかった自動車所有者の損害が付け加わるのである。

黒幕は、利得が多ければ、同時に、犯罪の舞台および違法な市場における権力的地位の上昇につながる。権力的地位が確固たるものとなれば、自動車密売の分野において自分の利益を貫徹させることが競争相手よりも容易になるだけでなく、他の犯罪領域に入り込むことも容易になるのである。

B 売春の搾取

売春の組織的な搾取は今日のドイツでは、法的な限界ゾーンおよびグレーゾーンに表れている。つまり、売春はドイツ法によれば不可罰である。しかし、禁止区域で売春を行うこと、未成年者の不利益になるような行為、売春を奨励することおよび売春を周旋することは可罰的なのである。さらに、売春の広告のような典型的な秩序違反行為にも言及しなければならない。しかし、不可罰の売春も法的に自由な領域で行われることも多いのである。売春婦はその活動のために営業許可やその他の行政的な許可は一切必要としていない。売春婦とその客との契約は法的には同義違反と考えられており、したがって無効である。

しかし、他方、売春婦は自営の仕事からの収入として、自分の所得に対して納税しなければならない⁽³²⁾。

この限界ゾーンおよびグレーゾーンに、ここ数十年の間に組織的なドイツ人の売春周旋グループと並んで、外国人の行為者グループがますます侵入するようになってきたが、このような外国人グループは暴力を用いる可能性が高く、すぐに利得を得ようという特色をもっている。売春の搾取は、多くの売春周旋人にとっては安定した収入源という形式をとった単なる付随犯罪になっており、行為者はこれと並んで、薬物や武器の取引、窃盗や贓物罪のような、収益を上げることのできる別の犯罪領域に関与しているのである。

グループの規模は一括して示すことはできない。というのは、この規模は、(特に、売春宿の経営、高級クラブの経営、住居での売春、路上での売春といった) 売春への携わり方の種類や付随犯罪の種類および具体的に行われる犯罪によって決まってくるからである。売春宿での売春において売春婦の搾取に関与するのは主として次のような人々である。売春婦が働いている不動産の所有者(彼は売春宿の経営者から高い賃借料を要求する)、具体的に売春宿を営む売春宿の経営者(彼は売春婦から賃借料を徴収する)、および売春周旋人(彼はまだ残っている収入の大部分を売春婦から巻き上げる)である。

ドイツの売春周旋人と売春宿の経営者の中で個々の犯罪行為者について、環境における地位に対応した一定の分類をすることができる。いくつかの大都市では相互に縦の関係を持った、階級的に並べられた3つないし4つの犯罪者の段階が存在する。様々な売春周旋人や売春周旋人グループの一部の間には、一定期間の間、堅い依存関係あるいは協力関係が成立することがあり、これが、堅く結びついた犯罪者グループになることもある。しかし、より頻繁に出会うのは、より緩やかな形式の組織である。ある都市の売春周旋人グループの行為者が集まって「違法な会社」を作る。この場合、行為者グループの構成は、個々の行為については、たしかに全く異なることがあるが、長期間にわたって考察してみると、このグループに属するすべての犯罪行為者が、分業的に共同して作業をしているのである。

これに対して、外国人のグループは、たいてい階級制度を持った構造になっていて、通常、すべての地位をその国の人々に割り当てる。共同して犯罪を实

(32) 売春の(特に刑)法的評価については、Androulakis, ZStW Bd. 78 (1966), 432頁以下, Horskotte, JZ 1974, 84頁以下, Jescheck, ZStW Bd. 83 (1971), 299頁以下, Schroeder, in: Festschrift für Welzel, 859頁以下を参照せよ。

行する者の間では、任務が明確に割り当てられており、これは厳格な命令・服従システムによって実現され、確保される。このようなグループについても平均的な規模を示すことはできない。というのは、この規模は、行為者グループが売春の搾取の他にどのような犯罪領域に關与しているかによって左右されるからである。

売春の搾取においては従業員の募集および（とりわけ売春婦および売春宿経営に必要な人員の）人事管理が中心的な戦略領域になる。これと並んで、独自の戦略の構造は、適当な空間と違法な財（例えば麻薬、武器および贓物）の調達において重要な役割を演じる。この戦略領域においても、犯罪行為者間の結びつきが違法活動の進行にとって決定的な意義を持つ。売春はそれ自体可罰的ではないのであり、そのうえ、構造上、経済のサービス部門に例えることができるので、売春の搾取には特別な製造戦略構造あるいは販売戦略構造は必要ない。これに対し、売春の世界で違法な財を売りさばくためには、ねらいを定めて販売経路が築かれる。

売春の世界での犯罪行為者の昇格は、とりわけ、収益投資の領域において明らかになる。売春周旋人の多くは、（1人の女性だけを搾取している場合の）約1万5千マルクの月収の大部分を、生活水準の向上のために、そしてまた、売春への再投資のために使うのである。この他に、個々の行為者は売春の周旋あるいは売春宿の経営によって獲得した収益（これは1ヶ月の収益が30万マルクを超える場合に可能であるが）を、ねらいを定めて、他の犯罪領域に投資することによって最大限にしようとする。適法な経済への投資は資金洗浄に役立つのである。

各犯罪に共通する重要な戦略要素となるのが、行為者間の情報の流れである。情報の取引所として用いられるのは現場での出会いと情報連絡員である。具体的な犯罪の取り決めは、通常、本人同士が会って行う。これに対して、売春周旋人間の、地域内外の一般的な情報交換は、むしろ、例えば、誕生日の祝いや葬式や格闘技の催し物などの社会的な行事に際して行われる。「高い地位の」売春周旋人は、たいていは自分の合法的な支店についての話をでっち上げることによってカムフラージュし、「上流社会」との関係をねらいを定めて築くことを通じて社会的な承認をも獲得しようと試みるのである。このためには、イメージを良くし、例えば、気前よく寄付をすることによって、人前で自己演出するということも有益なのである。このようにして、犯罪行為者は合法的な経済界に入り込み、獲得した権力的地位に基づいて、警察がほとんど手を出せないよ

うにすることに成功することができるのである。行政機関や刑事訴追機関の公務員に対し、ナイトライフの領域における犯罪行為者によって計画的に影響力が及ぼされる。主要な関心は営業許可や営業時間の延長を得ることであるが、(特に情報を得るという目的をもって)警察と「よい関係」を持つことによって、売春地帯における地位を拡充することも主要な関心事である。売春の世界の関係者に対する刑事訴追が行われれば、訴訟関与者によって脅迫されるということはよくあることなのである。犯罪行為者は訴訟の経過に具体的な影響を及ぼそうとし、この目的のために、部分的には違法な方法で活動する「その世界専門の弁護士 (Szeneanwälte)」が頻繁に送り込まれるのである。

C 人身売買

女性の売買と並んでドイツ連邦共和国への外国人の入国もまた、組織犯罪の戦略構造の研究⁽³³⁾の結果によれば、国際的密入国幫助者組織によって計画され、実行されている。人身売買の組織は、約4人からの行為者グループによって成功させることができる。しかし、平均的に確認できるのは、およそ20人のメンバーのグループであり、そのほとんどが、自分たちが連れてくる人々と同一の国籍を持っている。ドイツで活動している密入国幫助者グループ全体数は突き止めることができなかったが、このようなグループが100以上存在することを前提にしなければならない。というのは、不法に国境を通過した人々の出身国のそれぞれに、すでに類似の活動をしている密入国幫助者グループが複数あることが認められているからである。

密入国幫助者グループは様々な国に、特に、違法に国境を通過させる人々の故国、通過国、および目的国に協力者がいる。その他に、行為者グループによって、個々の業務(例えば、運転手や伝令)のために補助者が募集される。これらの行為者は組織によって雇われた偽造係と同様に、通常、本部からコント

(33) これまでの刑事学的な叙述については特に、AGISRA (Hrsg.), *Frauenhandel und Prostitutionstourismus*, 1990; Barry, *Sexuelle Versklavung von Frauen*, 1983; Brussa, *Survey on Prostitution, Migration and Traffic*, in: Council of Europe (Hrsg.), *Women: History and Current Situation*, 1991; Dern, *MSchrKrim* 1991, 329頁以下, Schroeder, *MSchrKrim* 1978, 1頁以下を参照せよ。人身売買の刑法的な把握については一般的な注釈書や教科書といった文献の他に、特に、Dencker, *NStZ* 1989, 249頁以下, Heine-Wiedenmann, *MSchrKrim* 1992, 121頁以下, Schroeder, *JR* 1977, 357頁以下の記述を参照せよ。

ロールされる。密入国幫助者グループの「頭」かあるいはその腹心が外国にいることもしばしばある。メンバーはそれぞれ、不法な国境通過の経過の枠内において定まった任務の割り当てを受ける。

効果的な戦略構造を計画にしたがって構築し、それを果たすことが「不法な国境通過のルール」を敷くことの基礎となる。このルールは、それが刑事訴追機関に知られていない限りにおいて、同じ方法で使われる。要員の募集採用と並んで調達領域において築かれた戦略が重要となる。故国においては旅行会社としてカムフラージュされ、出国したい人を組織に斡旋するという任務を持った拠点が存在する。これと並んで、人身売買を行う者は、女性を募集する考え抜かれた制度を駆使することができるが、そのような女性の一部には、偽りを述べられて（特に職場を与えるという約束をされて）ドイツに誘い込まれる女性もいるのである。様々な国々の共犯者は、不法に国境を通過した人々が中期間（すなわち、出発前とドイツ到着後）宿泊することができる住居をも手配する。国外移住者には、そのうえ、必要な旅行書類（例えば交通機関のチケット、ヴィザ、および出国許可証）はすべて、密入国幫助者組織の一員が手配をする。この場合、旅行者の輸送は原則的には、以前に定められ、試された旅行ルートで実行される。どの経路を通るか、また、どの輸送手段を使うのかという選択は密入国幫助者組織の「頭」が行う。目的は、できる限り多くの人を、高い逃亡補助代金をとって、少ないコストで、危険を最小限にしてドイツに連れていくということである。旅行者は、密入国幫助者が前もって定めた基準に正確に従わなければならない。パスポートの偽造および交換もまた、特別な戦略領域を作り出すことによって専門的に営まれる。入国に必要なとされるヴィザとともに発行されるパスポートは、できる限り何度も使用される。国外移住者は、自分のパスポートを、入国後、提出しなければならない。その結果、書類は偽造係に運ぶこと（戻されること）ができるのである。偽造係が新しい写真を貼り付けた後に、このパスポートは再びドイツ入国に使用することができるのである。密入国幫助者にとって典型的なのは、発見の危険が迫るまでその戦略構造と輸送路をできる限り長期間用いるということである。

情報は、通常、すでに述べた外国にある本部を通じて流れる。旅行者は暴力による威嚇によって、密入国幫助者を通じて情報を与えることが禁じられている。警察官や国境管理官によって逮捕されたときに彼らはどのような態度をとるべきかについて、前もって定められていることがしばしばある。さらに、出国を容易にするために国境管理官もまた買収されるのである。

固有の販売戦略が存在していることは、違法に入国した人を配分するにあっても、人身売買においても独自の意義を持っている。ドイツにおいて売春を紹介するつもりは、まず、密入国幫助者組織の代理人によって到着場所で出迎えられる。彼女たちはすぐにパスポートと帰りの航空券が取り上げられる。続いて、この女性たちは「旅費」の支払いと引き替えに売春宿の経営者に引き渡される。密入国幫助者と売春宿経営者あるいは売春周旋人の間に関係があつて、ねらいを定めて「注文された」女性がドイツに運ばれるということもしばしばある。これらの女性は売春宿に従属している。というのは、彼女たちは借金を働いて返さなければならず、そのうえ、パスポートを持っていないからである。高い報酬との引き替えに彼女たちに用意されたドイツ人との結婚によって滞在許可を獲得する女性が多いが、このようなドイツ人のほとんどがホームレスや薬物がよく使われる環境の下で生まれた者である。

国外移住者は、ドイツでは、通常亡命申請をし、偽造された書類を提示し、あるいは提示することなく仕事を始めるが、そこでは、彼らはドイツにおける密入国幫助者組織の連絡員によって「世話をされる」のである。国外移住者の一部にとってはドイツは単なる通過国にしかすぎない。密入国幫助者組織の代理人はこれらの人々を、ドイツ滞在期間の間宿泊させる。出国は、たいてい同一の密入国幫助者組織によって準備が整えられる。国外移住者の中には、故国において犯罪組織のために働く目的で募集される者もいたが、彼らは、到着後、その犯罪組織と接触するのである。

不法入国組織が収益投資あるいは資金洗浄の特別な戦略領域を構築するのかどうか、そして、どのように構築するのかが解明することができなかった。中程度の規模をもった組織の収益は月額16万マルクに達すると予想される。全体的には、国際的な不法入国組織が最近10年で獲得した額はすでに10億マルクの壁を超えたものと推定される。

D 違法な賭博

違法な賭博の領域⁽³⁴⁾においては、ドイツでは、また、組織犯罪の戦略構造の

(34) 賭博では、勝敗は、本質的には、プレーヤーの能力や注意力によって決せられるのではなく、もっぱら、あるいは主に、偶然によって決まるのである。その他に賭金が必要とされる。これを元手として、偶然に左右される利益が得られる可能性が生じるのである。このように言うのは BGHSt 9, 37 および BGHSt 34, 175 である。プレーヤーの集中力や注意力に対して実現可能な要求がなされ

研究⁽³⁵⁾において確認された事実によれば、カジノや「協会」や隔絶された空間における違法な賭博が圧倒的に多い。その際、カジノで賭博を行うために、適法な賭博の許可を得ることもある。もっとも、ドイツにおいて与えられる賭博の許可は利益を得る可能性の少ない、あまり面白味のない賭博を許容するだけなので、競技規則はすぐに変更を加えられ、「協会」や隔絶された空間においてと同様に、違法な賭博が行われるようになる。そこで行われることが多いのは、ルーレット、ブラック・ジャック、およびバカラである。

営業法規によって許可を受けているカジノにおいて違法な賭博を営む行為者グループは、少なくとも8人のメンバーを有している。このようなグループは、あるカジノ連合においてそうであったが、1000人を超えるメンバーを要することもある。ドイツにおいては、営業法規上認可された約400のカジノが、大部分が相互に知っているおよそ300の犯罪「企業」によって営まれている。2人ないしは3人が共同して1つのカジノを維持していることもあるが、場合によっては、1人で複数のカジノを経営していることもある。これらの経営者のうち約40パーセントがドイツ国籍であり、残りは、とりわけ、イタリア、ギリシアおよび旧ユーゴスラヴィア出身である。

違法な賭博が行われるカジノにおいては、プロの要員が送り込まれることがしばしばある。「ディーラー」や「クルピエ（ルーレットを回したりして賭博を取り仕切る人）」がオランダ、ベルギー、イギリス出身者であることはしばしばあるが、彼らはこの職業を自分の国で身につけている。その他、カジノを開くための営業法規上の許可を地域の官庁に申請するダミーとなる人が通常必要とされる。そのダミーとなる人は、普通、賭博機購入のための人物保証を前もつ

る場合には、可罰的な賭博ではなく、不可罰な技能ゲームということになるのである。この問題を検討する場合には、通常、ゲームが開かれる状況が基準となるのである。BGH NJW 1989, 919頁および、類似のものとしてBGH NJW 1952, 673頁を参照せよ。胴元がいわゆる「帽子賭博（Hütchenspiel）」において、ゆっくりした競技方法から、いわゆる「盛り上げ屋（Aufreiber）」によって（すなわち、技術をもった競技によって）（それ自体賭博である）早い競技方法へと移行し、それによる被害者を伴う場合には、判例によれば、技能ゲームにとどまるが、プレーヤーに対する詐欺（既遂あるいは未遂）が成立することになる。LG Frankfurt NJW, 1993, 945頁以下を参照せよ。

- (35) 違法な賭博に関してのこれまでの叙述については、特に、Baumgärtner, Der Kriminalist 1989, 191頁, Eschenbach, HwbKrim I, 1966, 350頁, Meyer, Kriminalistik 1986, 212頁以下を参照せよ。

て連邦刑事局から得ておいて、これを管轄の官庁に提示するのである。

戦略的に考え抜かれた人事管理は、複数のカジノを営業する場合には、それぞれのカジノに腹心を業務執行者として送り込まなければならないという限りにおいて意義を持つ。このような腹心は、この場合、本来の経営者の指示の枠内において、それぞれのカジノに対して責任を負う。要員は労働契約の締結によって社会保険がかけられ、そのうえ日給を得る。カジノにおける規律は、通常、解雇してカジノの世界から追放すると脅すことによって維持される。業務執行者に対するチェックは、例えば、経営者や、特別に選ばれた腹心が不意に訪問することによって行われる。綿密に考案されたチェック体制が絶対に必要なのである。というのは、1日あたりの収入が多いと、まさに、着服してしまうという誘惑に駆られてしまうからなのである。警察の介入を恐れて、あるいはまた襲撃されることへの恐怖から、回収した資金を、時折、安全な場所に保管することがある。

複数のカジノを経営している場合、調達戦略はますます多くの意義を持つようになる。カジノを買い占めたり、あるいは新しいカジノを開こうという試みがなされる。カジノはできる限り「品格があり」、州立のカジノと類似した設備が施される。認可の申請は時折賄賂を送る対象ともなるが、この他に、ゲーム用テーブルやゲーム用具のために事前に資金を融通して調達しなければならない。訴訟官庁の捜査を困難にするために協会の設立の準備が行われることもあるのである。

製造戦略構造の領域は副次的な地位を占めるにすぎない。というのは、経営者の大部分は操作を加えられた道具を用いて競技しているわけではないからである。しかし、これとは反対に「販売領域」、すなわち、本来の賭博開催においては、考え抜かれた戦略構造がカジノの成功のためには意義を持つてくる。広告（例えばネオンサインや新聞広告）を用いて新しいプレーヤーが募集される。警察による不意の一斉の手入れを避けるために、「対抗のための監視」が行われる。このような手入れはカジノのイメージを損なうだけではなく、損害の大きい賭博機具押収を伴うことがしばしばあるのである。

独自の戦略領域を占めるのはカジノの経営における収益投資および資金洗浄である。中規模のカジノですら、許された競技規則に変更を加え、それによって違法な賭博を開帳することで月額10万から35万マルクの収益を上げることができる。それどころか、成功しているカジノでは月額50万マルクを獲得している。違法なカジノ400ヶ所の平均的な年商がそれぞれ250万マルクであると仮定

すると、この部門の1年あたりの収益は10億マルクであると算出される。収益投資は、一方では、別のカジノに前もって資金を提供することによって行われ、他方では、考えられるすべての合法的な投資形式が用いられる。部分的には、この部門の高額所得者は自分の知っている犯罪行為者の犯罪活動に資金を提供するが、この場合、大きな危険を冒さずに、パーセンテージで利益に預かるのである。この領域の犯罪行為者の多くは、さらに、収益の取り分を賭けて失ってしまうのである。

情報が規則正しく流れることは、一方では個々のカジノの内部における組織の進行にとって重要であり、他方、様々な経営者の間でも（例えば地域の取り決めや警察の計画についての情報の伝達にとって）重要である。戦略の重要な要素となるのは州や地方公共団体の公務員への影響力である。ねらいを定めて体系的に行われる買収を手段として認可が与えられたり、営業時間の延長が認められたりするとともに、手入れを免れたりしている。買収という道具が功を奏さない場合には、暴力を用いるという威嚇や暴力を行使するという可能性も排除することができない。手続きの打ち切りや刑を軽くすることを求めて、検察官にすら影響力が及ぼされていたのである。手続きの関与者を威圧することによって、刑事手続きの結果にも影響を及ぼそうと試みられているのである。

カジノ、「協会」および隔離された空間における違法な賭博と並んで、ドイツにおいては、たいていは路上で行われるいわゆる「帽子賭博（Hütchenspiel）」がとりわけ意義を持っている⁽³⁶⁾。この賭博では、主宰者は3つの帽子を前に置く。これらの帽子のうちの1つの下に小さな玉が置かれる。そして、主宰者は、帽子をすばやくずらし、その間に賭博参加者はどの帽子の下に玉があるかを見つけ出さなければならない。勝負の初めの段階では、参加者あるいはそのために特に動員されたサクラにわずかの額を比較的容易に獲得させることによって、参加者たちは簡単におびき寄せられる。掛け金が上がるにしたがって、玉は手先の器用な主宰者によって隠されてしまい、あるいは、スピードが速くなるために賭博参加者は勝つ見込みがなくなってしまうのである。

巧みな技や手先の器用さを思いのままにできる帽子賭博のプレーヤーは、常に集団で行動する。これらのグループは胴元、接待係（盛り上げ屋）および監

(36) BGHSt 36, 80は、「帽子賭博」を技能ゲームに分類するのか、賭博に分類するかは、それが行われる状況次第によって左右されることを確認している。Sack, NJW 1992, 2540頁以下の見解によれば、「帽子賭博」は、通常、詐欺の構成要件を充足する。これについては、前述脚注23をも参照せよ。

視係から成る。通常ユーゴスラヴィア人であるこれらのグループのうちどのくらいの数がドイツで活動しているか解明されなかった。競技の経過中に個々の共犯者は、はっきりと限界づけられた任務領域を受け持つことも時折あるが、通常はこれらの異なった領域のうち複数の領域を担当するのである。行為者間の規律は厳格な命令・服従制度によって、しばしば暴力的に守り続けられることもある。特に、操縦をする黒幕は故国の家族に影響を及ぼすことができると偽って述べるのである。「帽子賭博」が円滑に運ぶためにはグループによって構築された戦略構造が重要である。中心的な位置をなす者、通常は黒幕やその腹心がプレーヤーグループの投入場所、獲得した金の引き渡し、グループの規律を決定する。これらの人々は違法な賭博と並んで、みかじめ料の恐喝をいつでも行うのかについても確定するのである。5人から成る「帽子賭博グループ」は月額8万マルク以上の収入を得る。黒幕が収入の大部分を得ることになるが、彼は、たいてい、収益を挙げる可能性をもつ犯罪領域（例えば薬物取引）に投資するという形でその収益の投資を行うのである。

E 各犯罪に共通する事実

ここで論述したすべての犯罪領域における、個々の犯罪とは独立した、各犯罪に共通する行為者の戦略構造は、特に、情報の流れ、カムフラージュ、暴力および買収による影響力の行使、さらに刑事弁護に関係する。

犯罪行為者が接触する場所となるのは、とりわけ、たまり場となっている飲み屋や待ち合わせ場所であり、新しい共犯者の募集の領域では司法執行施設が接触場所となるのである。何重にも隔絶の機構が施されているので、わずかな情報網しか存在しないことがあり、これを用いることは、もっぱらつなぎ役を通じてのみ可能なのである。この情報網の内部において情報が流れるように行業者は、電話、無線電話、ファックス、移動無線機といった近代的なコミュニケーション手段をすべてつぎ込むのである。原則として共通の知り合いを介して連絡がつけられる。

情報の流れは、組織犯罪の領域では、通常、カムフラージュされ、ベールをかぶされている。カムフラージュのやり方としては、特に、合法的な会社の仮構、言語の暗号化、偽造した証明書の使用、レンタカーの使用、公人である有力者との接触の利用、ダミーを差し挿むことなどがある。

犯罪者グループの中で積極的に行業者は、ここで研究対象としている犯罪領域においては、たいていは厳格な規律制度に服している。このことは、特

に外国人のグループに対して妥当する。暴力を通しての影響の行使は、通常、共犯者、「その世界に属する人々」および裁判関与者（証人、鑑定人）に向けられ、他方、とりわけ、行為者が人的な、あるいは営業上の利益を約束している外部者への影響は、買収という手段を用いて及ぼされる。暴力をふるうぞと威嚇し、これを行行使することによって影響力を及ぼすことは、とりわけ、危険を最小限にすることに役立つが、個々の共犯者が刑事訴追機関の面前で組織にとって害となる陳述をすることを阻止し、あるいは、共犯者もしくは証人の、まだなされていない陳述に影響を与えることに影響を及ぼすのである。

組織化された犯罪者グループにとって重要なのは信頼できる法的援助である。個々の刑事弁護人は組織犯罪の領域の特定の依頼人に集中する。時間とともに、ここから人的および経済的依存関係が強まっていくことがありうる、この依存関係は、弁護士に報酬を与えることだけでなく、弁護士が「組織犯罪イメージ」によって他の依頼人を失ってしまうことから生じるものである。このような依存関係を犯罪者グループが一貫して利用し尽くしたとすれば、このような弁護士が違法な陰謀へも巻き込まれ、例えば、使者となったり、あるいは、証人に影響力を及ぼすことに至ることも稀ではない。犯罪行為者グループは、ねらいを定めて、弁護人を長期の営業戦術に巻き込むのである。しかし、指導者グループに対する刑事裁判においては、通常、評判のいい、別の弁護人が雇用されるのである。

F 要約

この調査で明らかになったのは、国際的な自動車密売、売春の搾取、人身売買およびドイツにおける違法な賭博において、複雑な行為者グループが磨き上げた戦略構造の助けを借りて営業活動に類似した活動をして、それによって財産的・権力的地位を獲得しているということである。数値を慎重に予測しても、年間の収益の総額は、ここで分析した犯罪領域だけでも数十億マルクに達する。

違法な市場は、調査したすべての犯罪グループにおいて独占的な構造ではなく、寡占的な構造をしているという特色を持っている。違法な賭博の領域では、ドイツにはおよそ400の「企業」が活動してしている。違法な自動車密売においては、ドイツで活動しているグループの数は少ないと思われるし、ずっと権限が分散している売春の搾取においては、その数はずっと多いものであると思われる。

（特に組織的な自動車密売、外国の行為者グループによる売春の搾取、人身

売買および違法な賭博における) 厳格に階級的な構造をしている組織と並んで(特にドイツの売春周旋人グループにおいて)より緩やかな犯罪行為者の結びつきが存在している。階級的な構造をしている組織はしっかりとした「幹部となる要員」を、複数の行為者グループのために働く外部の専門家で補充することがある。トップである人々は、犯罪を遂行するにあたって、しっかりとした専門的な幹部要員を拠り所とする他に、とりわけ、調達経路、輸送体系、保管場所やその他の空間的なものおよび販売経路を含む戦略システムを拠り所としている。組織構造や人事構造は、グループの個々の構成員が厳格に隔離されており、逮捕された場合には簡単に取り替えることができるという特徴を持っているのである。

収益投資のために、行為者は、合法的な経済の構造に手をつけることがしばしばあるが、収益は組織犯罪の他の領域(特に麻薬取引)にも投資される。弁護士や税理士の中には組織的犯罪行為者のグループを助ける者もいるが、彼らは違法な活動との境界を超えることも稀ではない。しかし、トップレベルの行為者の弁護には、このような「その仕事によってすでに組織犯罪の責任を負う弁護士」が起用されるのではなく、きちんと活動する、名の通った刑事弁護士が起用されるのである。

行為者は、買収を用いて(特に地方公共団体の)行政のいくつかの領域に入り込むことに成功した。とはいうものの、行政と、特に司法は、ドイツにおいては本質的にはなお公正に機能している。司法は公的な領域において、今日、最も買収されにくい副次的な社会制度であろう。しかし、しかるべき対抗措置をとらなければ、「第二段階の」組織犯罪が成立し、組織犯罪の行為者グループが、莫大な資金、政治的な関係を用い、暴力を使う可能性があることを背景として、ますます行政、警察、政治および司法に影響を及ぼすようになる危険がある。次の本講演第Ⅲ部で論じる予防対策には、したがって、将来にとって中心的な意義が与えられるべきである。

Ⅲ 予防および抑止に対する推論

A 二元的予防戦術の新しい構想

組織犯罪戦略構造プロジェクトの枠内で展開した組織犯罪者グループの「犯罪戦略構造」という研究アプローチは組織犯罪の構造を分析するのに役立つだけではない。このプロジェクトからは新しい予防アプローチも明らかにされる

のである。

この作業の結果から明らかにされたのは、まず第一に、従来の刑事政策、および、特に刑法政策の効率には限界があるということである。個々の行為者、特に人事的に下位、または中位にいる行為者、あるいはグループの外部の専門家が逮捕されたとしても、このことによって、隔絶戦術によって保護されている組織の、複雑な人事組織および戦略組織はほとんど害されない。というのは、逮捕された行為者は簡単に取り替えることができるからである。しかし、同様なことがトップが逮捕された場合にも当てはまる。戦略構造(特に、調達市場、生産場所、販売ルートおよび違法な商品やサービスの需要)はトップが逮捕された場合でも無傷のままであるので、行為者グループ全体が粉砕されてしまったとしても、市場占有率や、しばしば戦略構造そのものもまた、寡占市場の他の行為者グループによって引き継がれるのである。これによって、長期的には、よりよく隔絶され、組織化された行為者グループが確実な地位を占めるようになるので、ダーウィンの進化論の意味におけるこのような刑法的な「淘汰過程」は、それどころか、長期的には、より危険な行為者グループにとって有利になるのである。この状況は古代のヘラクレス伝説に例えることができる。刑事訴追機関によってはねられたヒュドラの首はすぐに再生するのである。

この予備研究では、このことは賭博の領域において明瞭に示された。1989年に、電話の監視によって得られた情報に基づいて行われたバーデン・ヴェルテンベルク州刑事局の大規模な行動において違法な賭博の「法王（最高権力者）(Papst)」と呼ばれる者が逮捕された。彼は、40以上の違法なカジノを経営し、年収1千万マルク以上だったのである。彼は5年6月の自由刑を言い渡され、私たちは拘禁中に彼にインタビューをしたが、このインタビューの際には彼は辛辣に次のような苦情を述べたのである。

「元の自分のカジノは、自分が逮捕されてから2週間後に、すでに他の経営者に引き継がれ、続けられている。捜査官は、たしかに、いくつかのカジノではそれぞれ約3万マルクの価値のある賭博器具を押収した。しかし、『市場』に知られている空間は引き続き『巧妙な賭博』に使用することができた。そのために、この戦略の要素のうち、容易に代替可能な物を新しく購入するための投資は、違法な賭博を開帳した数日後には、元を取った。」というのである。有罪判決を受けたこの男がその際に強調したのは、自分がそのカジノを経営していたときは客をだましたり、麻薬の取引やみかじめ料の支払いは厳しく禁止していたのだが、新しい経営者の下ではこのような活動は広まって行くだろうとい

うことなのである。

同様なことがナイトライフの犯罪の領域においても証明されている。フランクフルトの刑事訴追当局は1989年に、80人の捜査官を投入して大規模な夜間作戦を行い、2人の兄弟を逮捕することに成功した。この兄弟は60年代の初め以来、売春周旋人の世界からフランクフルトのナイトライフの「帝王」にのぼりつめ、特に違法な賭博を催したり、売春の搾取をしたり、売春宿の地域における不動産を巧みに投機することによって、およそ5千万マルクの収益を得ていた。逮捕された2人のうちの1人が1990年4月に、病院に入院した後に（イスラエルへ）逃亡するのに成功し、他方、残りの一方はなおフランクフルトに留まっていたが、心臓病のために、勾留および審理を受ける能力が限定されていた。今でもなお（脱税および贈賄の容疑でも）起訴の準備中なのである。下位および中位のレヴェルの共犯者がその間に有罪判決を受けた間も、訴追検事の見解によれば、おそらく、兄弟の腹心が、依然として、ダミーおよびダミー会社を通じて、売春宿と不動産業の活動をしているのである。下位および中位レヴェルの行為者は、そこでは新しく配置されたのである。ナイトライフ部門の自由になりつつある部分（特に売春の搾取および違法な賭博の開帳の領域）にはユーゴスラヴィアおよびその他の東ヨーロッパの行為者が後を継いで入ってきたが、彼らは、売春宿および賭博経営のドイツ人のトップと比べてずっと簡単に暴力を使うという特徴を持っている。古い戦略構造と需要の市場は全く無傷のままだったのである。

将来の刑事政策がこのことから導き出さなければならない帰結は、組織犯罪行為者に刑法的に有罪判決を下すだけでは十分なのではなく、ダーウィンの自然淘汰の帰結として、それどころか、長い目で見た場合、これはいくつかの犯罪者グループの強化につながりかねないということである。組織犯罪行為者に必要な有罪判決を下すことは、長期的に見れば、それに加えて、行為者によって用いられた（戦略）構造および市場をも破壊してしまった場合にのみ意味をなすのである。戦略構造および市場構造に位置するは、ヘラクレス伝説の比喩を再び用いれば、決定を下すヒュドラの頭なのである。

したがって、組織犯罪戦略構造の研究から結論づけられる予防アプローチは、一方で、組織犯罪における犯罪特有の戦略構造を破壊するための特別の可能性と、他方、刑事訴追を改善する一般的な対策の間で異なってくるのである。提案しようとしている内容は、本質的には、組織犯罪の戦略構造を理論的に研究するという構想に基づくものである。経験的な調査によって確認されたよう

に、もし、組織犯罪者のグループが、とりわけ、特別な戦略構造を有しているということで、伝統的な（集団）犯罪とは一線を画するのだとすると、このような静的な、すなわち、個々の犯罪遂行を超えて継続する戦略要素を、ねらいを定めて暴き出し、妨害することができるのである。このようなアプローチは、ここで調査した犯罪において実りの多いものであることが実証されている。特に攻撃可能であることが示されたのは販売、収益投資、従業員の統率、および情報の流れの戦略要素である。以下において、このことをまず、各犯罪特有の構造的予防の領域において（後述B）、次に刑事訴追の改善一般（後述C）について詳述し、明らかにしていく。

B 各犯罪特有の構造的予防

犯罪特有の戦術的予防にとっては、国際的な自動車密売の領域においては、とりわけ経済界側の措置（特に自動車産業による技術的な安全装置の改善や保険の契約条件の変更）が必要である。売春および賭博の領域においては法政策的に新しい評価を行い、従来の「禁止戦術」を「規制戦術」に変更することが必要である。売春や賭博が道義的に拒絶されていることをも基礎にしてその営業許可（法的な公認とともにより厳格な規制）が審査されるべきなのである⁽³⁷⁾。これによって、収益や権力的地位および組織構造を阻止することができるのである。これらは、さもなければ他の犯罪に投入され、また、みかじめ料恐喝を増加させる温床をも与え、これに関与した者は、違法な市場において成功した後、適法な経済をもますます脅かすようになってしまうのである⁽³⁸⁾。

組織犯罪戦略構造の研究に基づいて提案する構造的予防のための各犯罪特有の対策は、個別的には、以下の犯罪領域および個別的対策に関係する。

組織的な自動車密売

(37) 売春の領域については Kühne, ZRP 1975, 184頁以下を参照せよ。

(38) 禁酒法時代のアメリカ・マフィアの急速な発展は、実際には徹底できない禁止の重大な後遺症を印象深く明確にした。このような禁止は、特定な態度を阻止するのではなく、地下の犯罪組織へと追いやるに過ぎないのである。Kerner, in: Kleines Kriminologisches Wörterbuch, 1993, 378頁, Schwind, in: Organisierte Kriminalität, 1987, 19頁以下を参照せよ。売春の領域における規制権限を過度に強調することによって合法的な権力装置を弱めてしまうことについては Kühne, Kriminalität und Kriminalitätsbekämpfung, 1992, 10頁および20頁以下, Schneider, Festschrift für Walter Stree und Johannes Wessels, 1993, 826頁をも参照せよ。

経済界の領域における対策

- ・自動車メーカーおよび自動車取引
- ・自動車賃貸
- ・保険
- ・ナンバープレート等を刻印する場所

行政規定の変更

- ・書類による運行許可の廃止
- ・経済的全損である物についての廃車届け出義務
- ・偽造されにくい自動車登録証

ヨーロッパ全域にわたる車検制度および自動車捜索制度

- ・自動車の安全に対するヨーロッパ共通の安全の最低基準
- ・ヨーロッパの統一的な車検制度
- ・ヨーロッパ全域にわたる自動車捜索制度

ヨーロッパ連合（EU）と外部との境界における対策

- ・境界検問所の人員の改善
- ・証明書および自動車識別番号のコントロール
- ・国境突破防止のための建築上の対策
- ・国境管理官の、特に外国の書類に関する教育

窃盗の告発を管轄する係官の教育

売春の搾取

- 売春宿の営業法規上の認可
- 職業としての売春の承認
- 証言をしようとする売春婦の滞在権
- 売春地帯を監督する中央官庁

人身売買

- 対応した犯罪を犯したことが証明された場合に刑事裁判官が直接的退去命令を下す権利
- 何度も亡命した者の身元確認の改善
- 密入国幫助者に対する法定刑の引き上げ
- 空港およびヨーロッパ連合の外部との境界におけるコントロールの強化
- 刑事手続きにおける鑑定人の囑託

- 刑法典181条1項2号の拡張
- 入国者の故国との協力の強化

違法な賭博

- 賭博の合法化の推進および国家的なコントロール
- 「禁止による解決」の徹底的な貫徹
 - ・営業法の変更
 - ・協会およびカジノの審査
 - ・警察官および行政官の教育
 - ・住民の啓蒙

C 刑事訴追の一般的な改善

ここで行った作業は刑事訴追の一般的な改善を要求しているが、これは、この調査においては多様性を持った組織犯罪の一端しか分析していないという留保がついている。しかし、ここで研究した領域は、人事上、組織上の改善対策（特に専門的な刑事訴追機関を中央集権化すること）が必要であることについて、（とりわけ電子的な監視装置および諜報勤務員による）情報の収集について、さらに、（特に、例えば、ヨーロッパ中央警察（Europol）のようなヨーロッパの刑事訴追機関による）より綿密な協力について重要な示唆を与えている。犯罪者グループが、近代的な技術を投入し、莫大な資金を有し、暴力を用いる用意があり、国際的に密接な関係を持っていることで、組織犯罪の領域では、私的な権力を増大させるという結果をもたらしたが、このような権力のために国家の介入権限が必要となってくるのである。しかるべき介入権限が、今日の「危険な社会」においては不可欠なものとなってしまったが、これは（例えば、明確性の要請、裁判官の留保およびデータ保護の規制等の）適切なコントロール戦略によって制限し、コントロールしなければならない。

刑事訴追の一般的な改善のための組織犯罪の戦略構造に関する研究が行う提案は特に次の点に関係するが、これらは国際的な投票によって規定されるべきである⁽³⁹⁾。

(39) 将来の刑事政策のヨーロッパ的、国際的観点については Rupperecht, Programm für eine Europäische Gemeinschaft der Inneren Sicherheit, in: Rupperecht/Hellenthal, Innere Sicherheit im Europäischen Binnenmarkt, 1992, 32頁以下, Sieber, ZStW 103 (1991), 957頁以下を参照せよ。

□人員配置および装備の最大限の効率化

- ・ 人員配置の最大限の効率化
- ・ 職業教育の改善
- ・ 外国人職員の編入
- ・ 技術的装備の改善

□組織的な対策

- ・ 刑事訴追機関と他の国家機関および私的機関との協力の改善
- ・ 中央集権的な捜査機関の創設
- ・ 重点検事局の設立および新しい権限の採用
- ・ 異なった刑事訴追機関のチーム作業
- ・ 行為者に対応した展開
- ・ 捜査官の外界からの隔絶

□情報の収集

- ・ 覆面捜査員、諜報勤務員、情報提供者
- ・ 共犯者たる証人の規制および証人保護プログラム
- ・ 住居内の会話の電子的な監視
- ・ 周辺地域の特別な捜査
- ・ 収益の国際的な探索

D 成果の実現

本研究によって明らかになったのは、地域の枠を超えて計画的、分業的に活動し、練り上げた戦略システムを自由に使用でき、他人を畏怖させ、影響を及ぼす特別な技術を持って仕事をしている犯罪者グループが存在することは、ここで分析した犯罪領域においては全く疑いが無いということである。危険をはらんでいるのは、とりわけ、莫大な資金を自由に使えるこのような私的な組織の力が大きくなってきているということである。それでも、とりわけ、経済的対策をも含めた、目的になかった対策をとることによって、このような犯罪者グループの戦略構造および市場構造は、本質的に、妨げ、壊滅させることができるのである。「組織犯罪の戦略構造」のための研究アプローチは、その際、組織犯罪の分析および適切な予防・抑圧戦術の発展にとって重要な知見を提供するのである。

さらに、この調査によって、組織犯罪という概念の背後には、厳格な階級組織を持った犯罪者グループから犯罪者の緩やかな結びつきに至るまで非常に異

なった構造が隠されていることが明らかになった⁽⁴⁰⁾。したがって、強力な介入を行う強制権限を基礎づけるためには、組織犯罪という概念は適していない。その限りで、刑法典および刑事訴訟法の伝統的な法技術には利点がある（これは、例えば、「集団(Bande)」の概念、厳格な明確性をもった犯罪のカタログおよび訴訟上の保障を用いて作用している）。それでも、（介入権限の拡大にはつながらない）政治的な、あるいは検察の特別な管轄を基礎づけるためには、組織犯罪という概念は、なお、有益なのである。

組織犯罪が危険であること、組織的な犯罪者グループの構造について情報が欠けていること、および、情報を得るための選択肢がないことを顧慮すると、ここで示した研究アプローチを続けることがぜひとも必要である。そのために、経験的分析は別の犯罪領域に、そしていわゆる「製造犯罪」にも広げていかななければならない。研究が必要であるのは、とりわけ、犯罪者集団の生産戦略、収益投資、および情報システムに関してである。その場合、研究のアプローチは戦略構造を超えて、経営学の別の分野（特に組織論、人事経済学、および財政学）を取り込むべきである。そこでは、違法な市場に対する別の説明モデルおよび分析の枠組みが有益なものとなる⁽⁴¹⁾。収益の投資および資金洗浄についての将来の研究は、予防という方向性を強めながら行われるべきであり、現金払いという特徴を持った薬物犯罪の領域を超え、とりわけ、組織犯罪のうち、犯罪の収益が振替貨幣という形で蓄積される犯罪領域を取り込むべきであろう。その際に、対応する戦略構造の分析を用いて予防のための構想、啓蒙のための構想が、組織犯罪行為者グループの「金の流れ」に関してのデータ保護法上の利益を守りながら、展開されなければならない。

展開してきた予防対策および抑止対策を実行に移すことは政治的な「その場限りの用件」に任せておいてはならない。組織犯罪は、ドイツにおいては、学際的な専門家委員会を設置することの正当性を認めるという段階に達した。この委員会は、学術的な調査結果を基礎として、長期間にわたり、包括的な予防および抑止構想を生み出さなければならない。外国ではこの種の組織犯罪防止

(40) これについては Zachert, in: Sieber (Hrsg.), Europäische Einigung und Europäisches Strafrecht, 66頁, 68頁を参照せよ。ここでは、組織犯罪と一般犯罪の区別は、今日では実際上もはや不可能であることが断言されている。

(41) 今後、これについては, Bögel, Strukturen und Systemanalyse der Organisierten Kriminalität in Deutschland, 1995の一步前進した分析を参照せよ。

のための委員会がよい成果を上げている。(例えば、アメリカ合衆国における「ケフォーヴァー委員会 (Kefauver Committee)」や「カツツェンバッハ委員会 (Katzenbach Commission)」およびイタリアにおける議会の調査委員会がこの例である)。ドイツにおいては、見本として経済犯罪防止のための専門家委員会が有益である。この委員会は、経済犯罪防止の重要な対策を提案し、実行に移したのである。この種の、学術的分析に基づいた、予防および抑止対策のための組織的な手続きのみが組織的な犯罪者グループの複合的な挑戦に対する妥当な答えをもたらすことができるのである。

訳者あとがき

本稿はヴェルツブルク大学教授ウルリッヒ・ズィーバー (Ulrich Sieber) 氏によって1994年5月19日に早稲田大学比較法研究所において行われた講演の原稿に加筆・訂正したものを訳出したものである。

ズィーバー教授は1950年にシュトゥットガルトに生まれ、フライブルク大学においてティーデマン教授のもとで刑法学を学んだ。バイロイト大学を経て、現在ヴェルツブルク大学で刑法、刑事訴訟法及び法哲学の講座を持っている。

本講演は、組織犯罪の実体が合法的な経済活動と類似した戦略的構造を有しているという観点から、物資の調達戦略、生産戦略、販売戦略および組織・人事管理に対応したものを、自動車密売、賭博、売春・人身売買といった犯罪を例に挙げて分析している。そして、これらの犯罪が確固たる組織的構造をしたものであることをふまえて、刑事政策的な対策がとられることが必要であることを説かれている。その際に、例えば、売春宿の経営をそもそも禁止するのではなく、一定限度において合法化することで、厳格な監視のもとに置くべきであるといった提案がなされ、この問題などについては講演会参加者との議論の対象になった。

組織犯罪はドイツのみならず、日本においても重大な犯罪現象であり、日本における状況との異同を知るうえでも大変有益な講演であったと評価することができる。